

# 経営安定化サポート資金のご案内

## ■経営安定化サポート資金とは

取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害等に直面したときに、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることができます。

## ■ご利用いただける方

原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

### (1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有する方又は倒産企業との取引依存度が10%以上の方

### (2) 経営安定枠 以下①～④のいずれかに該当する方

- ① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方
- ② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方
- ③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
- ④ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

### (3) 災害枠

- ① 県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方（事業開始後1年未満の方を含む）  
※「新型コロナウイルス感染症」を指定（令和5年4月3日～令和6年3月29日）  
※「令和5年7月7日からの大雨による災害」を指定（令和5年7月18日～令和6年3月29日）
- ② 陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかに該当するもの  
ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業（以下「ホタテ関連事業者」という。）  
イ ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上であるもの

### (4) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図る方

## ■制度の特徴

- 県では、当制度のうち、(3)災害枠「新型コロナウイルス感染症」の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。ただし、セーフティネット保証4号（令和5年9月30日までに市町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申込が行われた新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）、セーフティネット保証5号（売上高等の減少を要因としないものを除く。）のいずれかの保証制度を適用したものに限り、「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

## ■融資条件等

条件	枠 連鎖倒産枠	経営安定枠	災害枠		事業再生枠
			①県指定	②ホタテ	
融資限度額	3千万円	4千万円	3千万円	ア1億円 イ3千万円	3千万円
資金使途	運転資金		運転資金、設備資金		
融資利率 【固定利率】 (注1,2)	金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。		0.9%又は1.1% (注3)		金融機関所定利率 ※「経営力向上割引」利用可
融資期間 (うち、据置期間)	10年以内(2年以内)				
融資形式	手形貸付、証書貸付				
信用保証料 (注2)	原則年0.45%~1.90% (セーフティネット保証等、特別保証に該当する場合は、当該保証に応じた保証協会所定の料率)				
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません				
物的担保	必要に応じ徴求				
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会)				

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

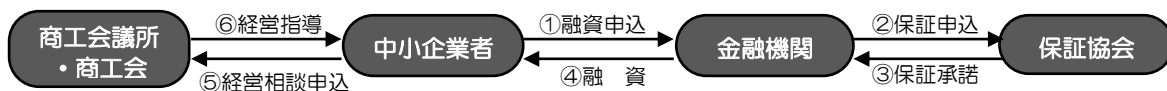
(注2)下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村(令和5年4月3日現在:30市町村)  
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、つがる市、平川市、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鱈町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町

(注3)融資期間が3年以内の場合は年0.9%(固定)、融資期間が3年超の場合は年1.1%(固定)となります。

## ■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。  
融資実行後に、商工会議所又は商工会による経営指導を受けてください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)  
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

## ■お問い合わせ先

- 青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)
- 青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368
- 青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索